明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔詔書〕
○平成二十六年十二月十四日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する詔書　一

〔省令〕
○採石法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**六二）　一

〔告示〕
○平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙長及びその職務代理者を選任した件（**中央選挙管理会**二二）　二
○平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における各衆議院名簿届出政党等の政見放送の日時を定めるくじを行う日時等に関する件（**同**二三）
○最高裁判所裁判官国民審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名に関する件（**同**二四）
○平成二十六年十二月十四日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査長及びその職務代理者を選任した件（**同**二五）
○除籍が滅失した件（**法務**五二二）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**五二三）
○著作者の実名登録の件（**文化庁**四七）　五
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一六八八～一六九九）
○特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**特許庁**一二）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（**防衛**二三一～二三九）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（**中部地方整備局**一七七）　七
○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**二〇七、二〇八）

〔人事異動〕
内閣　人事院　内閣府　公安調査庁
環境省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕
官庁事項
特定保安林の指定について（農林水産省）　九
特定保安林の指定の解除について（同）　九
国家試験
平成二十七年司法試験予備試験の施行（司法試験委員会）　九

〔公告〕
諸事項
官庁　財団、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所　相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三一
会社その他

詔書

日本国憲法第七条及び第五十四条並びに公職選挙法第三十一条によって、平成二十六年十二月十四日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。

御名御璽

平成二十六年十二月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○経済産業省令第六十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行に伴い、採石法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二日

経済産業大臣　宮沢　洋一

採石法施行規則の一部を改正する省令

採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第八条の十五第一項中「都道府県知事」の下に「（岩石採取場の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下第八条の十六、第八条の十七及び第八条の十八において同じ。）」を加える。

第八条の十六の二第二項中「都道府県」の下に「（岩石採取場の所在地が指定都市の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市。）」を加える。

第二十九条の次に次の一項を加える。

2　第八条の十五から第八条の十八まで、第十二条及び第二十三条（指定都市の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、指定都市の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。